委員名	堰野端　展雄

委員会行政視察報告書

委員会名	議会運営委員会

活　動　委　員　名		
堰野端　展雄　委員長	斉藤　重美　副委員長	中嶋　秀一　委員
中尾　利香　委員	氣田　量子　委員	久慈　年和　委員
江渡　信貴　委員	石橋　義雄　議長	山端　博　副議長

経　費　区　分				合計金額
1　研修旅費	2　自動車借上料等	3　議長交際費	一人当りの費用	
889,290		8,340	99,737	897,630

期　間 （年月日）	令和７年11月５日（水）　～　令和７年11月７日（金）　（２泊３日）
視察事項	・兵庫県三田市　「三田市議会ハラスメント根絶条例の制定について」
	・滋賀県栗東市　「栗東市議会議員政治倫理条例の制定について」
視察先	兵庫県三田市、滋賀県栗東市

内容及び成果

三田市議会

三田市議会では、令和５年11月に市長から議長に対し、「市議会議員の市職員に対する言動の改善について」の文書での申し入れがあり、これまで口頭での申し入れを再三行ってきたが、全く改善されないため正式に申し入れを行ったようだ。内容としては

①職員に対する威圧的かつ高圧的な態度

②職員に執拗に質問を繰り返した

③職員に暴言を吐いた

④職員が上記のような言動を受けている場面を見て見ぬふりをした

このような言動事例があり、改善策としてハラスメント防止研修や問題行動の把握と報告する仕組みづくりの整備、倫理規定の例規整備等の申し入れ。

これを受け、議会は令和６年１月にアンガーマネジメント研修を行ったが、同年３月の定例会において、某議員が市幹部職員に対して人格を否定するような発言があり、三田市議会の政治倫理に関する条例に違反するのではないかと、行政監察員への公益目的通報があった。しかし、議会や議員は三田市公益目的通報者保護条例の対象外であるとして不受理となった。

そして同年５月、再度市長から議長への申し入れがあり、「未だ改善されていない」として「第三者委員会の設置」を新たに加えられた。

そこでようやく議長が関与した議員に厳重注意をし、各会派へ言動の改善を周知徹底して、議会ハラスメント根絶検討委員会も設置し、さらに同年９月に条例案を上程することを決定。これは９月末に改選が控えているため、なんとか自分たちで条例制定をとの議長の考えだったようだ。

検討委員会では、初めに副課長以上の 177 名の職員に対してアンケート調査を実施。回答率は 96.6%。約 4 割の職員がパワハラを受けたという事実があきらかになった。その後わずか 40 日で条例案を策定。9 月の定例会において、全会一致で可決成立した。

本条例の特徴は前文に「ハラスメントを断じて許さず、率先してこれを根絶し」とういう文言を入れ、強い決意を表している。また、定義においてＳＯＧＩ（ソジ）ハラスメントを加え、市長からの申し入れにあった「見て見ぬふり」をしないよう当該事態を議長に対し、報告しなければならないとした。そのほか外部の有識者からなる第三者委員会の審査会を設け、ハラスメントの認定・不認定や適切に対応するための必要な措置を求めるとしている。審査会は 5 人以内の弁護士等法律の専門的知識を有する者としているのも特徴で、事案に関与した議員名を公表もするとした。

とにかく、市長の申し入れが再三あったにもかかわらず、動かなかった議会が一気に動き、40 日で条例制定は驚異的である。十和田市議会も 3 月定例会で条例制定を目指しているので、心強い視察であった。

栗東市

栗東市議会というよりは、栗東市の状況を先に述べておく。新幹線新駅の建設計画が平成 18 年、当時の県知事が「もったいない」をキーワードに掲げ事業の凍結、中止を実行。これをきっかけに、駅建設にかけた費用の処理や市民の意見の分裂が続き、市政に大きな影響を与え、平成 19 年には将来負担比率が 336%となり、財政再建団体に最も近づいた。このような状況で市民の不信感は議会にも向けられ、議会への信頼回復や市民参加のまちづくり、情報公開の強化が必要として、議会改革の機運が高まり、平成 25 年に栗東市議会基本条例の制定となったとのこと。その後、議会改革特別委員会で、各条項の検証・進展が不可欠として、議員間討議や BCP、倫理条例等が議論され、議員の行動規範を具体的に定め、審査制度等を伴う制度条例が必要という議論となり、令和 4 年制定に至ったとのこと。特に問題が発生したため制定されたということではなく、問題が発生する前に制定しようとのことであった。

倫理条例の策定にあたっては、「公平性、客観性の担保」を重視し、請求要件や対象者弁明の機会等に時間をかけたようで、この条例は議員を裁くためのものではなく、議会自らが自律的に信頼回復を図る仕組みであるとし、市民からの信頼を損なう行為に対して、議会内で透明性のある対応を可能にする制度的基盤として機能するものとした。

これまでに、審査会は 2 件設置され、そのうち 1 件は審査中とのこと。ただ結果を公表することにより、市民の信頼向上と議会の透明性強化が図られているものと感じているとのことであった。

課題としては、倫理基準の曖昧さと解釈の幅や申請の手順の見直し、市民との認識のギャップ等があげられ、今後は新しい社会的価値観やテクノロジー等の変化に対応できる体制の強化や定期的な見直しやガイドラインの明文化を考えているとのことであった。

まだまだ始まったばかりで、手探り状態。運用をしながらその都度修正していく考えのようだ。十和田市議会としても、早急に議論し制定に向けて動いていかなければならないと思わされた視察であった。

議会運営委員会視察報告書　　斉藤重美

兵庫県三田市　　令和７年11月６日

三田市議会ハラスメント根絶に向けての取り組みについて

三田市は、兵庫県南東部に位置し、神戸市の市街地より六甲山系を超えて北へ約25㎞、大阪市より北西へ約35㎞の圏域にあります。北は丹波篠山市、東は宝塚市、猪名川町、南は神戸市、西は加東市、三木市に接しています。

1　条例制定の背景

令和５年11月16日市長から議長への申し入れ

議員から市職員に対する、パワーハラスメントに該当する可能性があると思われる言動が多数報告されており、これまでも再三にわたり改善の申し入れを行ったが、現時点においても全く改善されていない。

2　令和６年３月18日(行政観察員への公益的通報)

【通報の概要】令和６年３月定例会において、某議員が市幹部職員に対して人格を否定するような発言をした。

当該発言は、三田市議会議員の政治倫理に関する条例に違反すると考えられる。

議会や議員は三田市公益目的通報者保護条例の対象外

【不受理とした理由】

三田市公益通報者保護条例では、市職員等が重大な損害を与える行為が生じようとする際に行政監察員へ通報することを定義しており、違法行為等の主体や範囲が、市長の処理権限が及ぶ部門に限られ、議会や議員の議会活動は除外されると解釈される為。(行政監察員(弁護士)の判断)

3　令和６年５月２日(市長から議長への申し入れ)

「市議会議員の市職員に対する言動の改善について(申し入れ)」

【申し入れの概要】

令和５年11月16日に特定の議員から議長に対しパワーハラスメントに該当する可能性があると思われる言動が多数報告されたことを受け、改善の申し入れを行ったが、現状は未だ改善されていないことから、再度申し入れる。

【改善申し入れ】

① 第三者委員会の設置【新規改善申し入れ項目】

市議会自ら第三者的な立場の委員を含めた実態調査の体制を整備する事。

② 問題行動の監視と報告耐性の強化
議会内での問題行動の把握と報告する仕組みづくりの整備を図る事。
③ ハラスメント根絶に向けた風土づくり
議員間で、また職員と議員間で注意と牽制し合う風土づくりを図ること。
④ ハラスメント根絶に向けた倫理規定の例規整備の検証と例規整備。

4 令和6年5月20日(議長から市長への報告)
【報告の概要】
1. 議長注意(厳重注意)
市長申し入れにあった具体事例に関与した議員への厳重注意
2. 会派への周知徹底
会派幹事長に対して市長から申し入れのあった事を報告し、会派においても構成議員へ市職員に対する言動の改善を周知徹底。
3 三田市議会においてハラスメント根絶に向け検討する委員会の設置
① ハラスメント根絶に向けた条例案及び関連する例規等の制定
② ハラスメント根絶に向けた行動指針の策定

5 5月20日開催の議員総会において、全議員へ市職員に対する言動の改善を行うよう周知徹底。
9月定例会初日(8月20日)上程を目指す。
9月末に議会の改善を控えていた

議会ハラスメント根絶検討委員会設置

◆三田市議会ハラスメント根絶検討委員会の設置及び運営に関する要綱
(掌握事項)
◆① 市議会によるハラスメント根絶に関する条例等案の策定
◆② 市議会によるハラスメント根絶に関する行動指針等案の策定
◆ (組織)
◆ 会派から1名ずつ推薦

議員からのハラスメントに関する実態調査アンケート

感想

ハラスメントは、基本的人権及び個人の尊厳を著しく傷つけ、職員等の業務及び議員活動並びに市民の福祉に支障をきたし、議会及び議員の社会的信用及び信頼を失う行為であるとともに、市民サービスの低下につながる行為である。

ハラスメントを断じて許さず、率先してこれを根絶し、市民から信頼される議会を実現するように頑張ります。

滋賀県栗東市　　令和７年11月６日

「栗東市議会議員政治倫理条例の制定」について

栗東市は広域的には、京阪神都市圏の東北部の外縁部にあたり、大阪市より25㎞、名古屋市より85㎞の距離に位置している。また　滋賀県南部の湖南地域に位置し、東部を湖南市、西部を大津市と草津市、南部を甲賀氏、北部を守山市と野洲市に接している。

〈取り組みに至った経緯〉

「新幹線新駅計画の中止とその影響」

新幹線新駅仮称「びわこ栗東駅」の建設計画が当時(平成18年)の滋賀県知事が「もったいない」をキーワードに掲げ事業の凍結、中止。以降、駅建設にかけた費用の処理や市民の意見の分裂が続き、市政に大きな影響を与えました。

議会としても　駅建設に向けて市が投じた訳35億円の財政支出や、土地開発が抱えた多額の負債(訳100億円)が問題化。

新幹線新駅中止後の対応」や「財政健全化」、「市民との信頼回復」が大きな課題。
財政再建団体に最も近づいた年(平成１９年)
危機的な財政指標　将来負担比率　336.0%
栗東市はこの年、全国の市区町村で７番目に高い数値を記録。

〈課題と今後の展望〉
〈課題〉
・倫理基準の曖昧さと解釈の幅
「品位を損なう行為」や「不正の疑惑を招く行為」の何が“品位を損なう〟のかは主観的で曖昧
・申請の手順の見直し
質疑を証する書類の整合性、客観性の検証をどの時点、誰が精査するのか曖昧。
・市民との認識ギャップ
「条例違反かどうか」と「市民感情との乖離」との客観的判断が曖昧。
・審査会委員の構成
第三者意見の反映、特に専門性を有する案件の場合議員だけの審査会では限界がある。

〈今後の展望〉
・新しい社会的価値観やテクノロジー等の変化に対応できる体制の強化
・定期的な見直しやガイドラインの明文化
・倫理教育(セミナー等)の導入

感想

中々こんな事例はないと思いますが、現実はあったことでした。私としてもまだまだ経験不足を実感しました。とてもレベルの高い視察でした。

議員名	中嶋　秀一

十和田市議会　議会運営委員会
視察研修報告書

活　動　議　員　名		
堰野端　展雄　委員長	斉藤　重美　副委員長	久慈　利和　議員
中嶋　秀一　議員	中尾　利香　議員	江渡　信貴　議員
氣田　量子　議員		
石橋　義雄　議長	山端　博　副議長	

経　費　区　分				合計金額
1　研修旅費	2　研修負担金	3　議長交際費	一人当りの費用	
889,290		8,340	99,737	897,630

期　間 （年月日）	令和7年11月5日（水）　～　令和7年11月7日（金）　（2泊3日）
視察事項	・兵庫県三田市「議会ハラスメント根絶条例の制定について」 ・滋賀県栗東市　「議員政治倫理条例の制定について」
視察先	兵庫県三田市、滋賀県栗東市

内容及び成果

「三田市議会ハラスメント根絶条例の制定について」

三田市は人口105,949人（令和7年4月1日現在）の市で、議員定数22人の都市です。
面積210.32㎢と小さな圏域です。

条例制定の背景

令和5年11月16日に市長から議長へ申し入れがあった。
【申し入れの概要】は、議員から市職員に対する、パワーハラスメントに該当する可能性があると思われる言動が多数報告されており、これまでも再三にわたり改善の申し入れを行ったが、改善されていないという内容であった。

【改善申し入れ】

① ハラスメント防止研修の実施、
② パワーハラスメントなどハラスメントに対する意識向上と実践を図ること、
③ 問題行動の監視と報告体制の強化、
④ 議会内での問題行動の把握と報告する仕組みづくりの整備を図ること、
⑤ ハラスメント根絶に向けた風土づくり、
⑥ 議員間で、また、職員と議員間で注意と牽制しあう風土つくりを図ること、
⑦ ハラスメント根絶に向けた倫理規定の例規整備の検証

などを行ったが改善されず、令和６年５月２日、再度市長から議長への申し入れがあった。
【改善申し入れ】は第三者委員会の設置を含む内容であった。

これを受け、議会ハラスメント根絶検討委員会が設置され、市議会におけるハラスメント根絶に関する条例等案の策定への流れとなった。
令和５年５月 24 日　正副委員長互選、スケジュール確認
令和６年６月 17 日、６月 24 日、７月２日　議員アンケート、条例案
令和６年７月９日、７月 16 日　条例案
令和６年７月 22 日　条例案、条例施行規定案
令和６年７月 29 日、８月２日　条例案、条例施行規定案、行動指針案
令和６年８月 20 日　全会一致で議決、同日施行された。

三田市議会ハラスメント根絶条例の前文には
「ハラスメントを断じて許さず、率先してこれを根絶し、職員と議員が安心して市民のため職務を遂行できる環境を確保することによって、市民から信頼され続ける議会を実現することを強く決意し、この条例を制定する」と明記した。

十和田市でもハラスメントがみられる。職員また議員も市民のために職務を遂行できる環境づくりを確保するためにも、ハラスメント条例を策定していきたい。

「栗東市の議員政治倫理条例の制定について」

三田市は人口 70,266 人（令和７年４月１日現在）の市で、議員定数 18 人の都市です。

栗東市議会議員政治倫理条例策定に至った経緯
・新幹線新駅中止の対応（後継プラン）
・財政健全化への対応（財政改革）
・市民の議会への不信感（説明責任）

基本理念＜議会の役割と責務の明確化＞として
「市民に開かれた議会」「市民とともに歩む議会」「魅力ある議会」
平成 25 年９月議会において議員提案により「栗東市議会基本条例」が全会一致で可決、
平成 26 年４月１日から施行された。

栗東市議会議員政治倫理条例策定では、請求条件を
・疑義発生１年以内
・当該違反する行為を証する書類を添付
・議員定数の６分の１以上の紹介（市民）
・議員３人以上の連署（議員）
・２会派以上の議員

とし、実効性と自立性で「この条例は、議員を裁くためのものではなく、議会自らが自律的に信頼回復を図る仕組みです。市民からの信頼を損なう行為に対して、議会内で透明性のある対応を可能にする制度的基盤として機能します。と明記。

・これまで政治倫理審査会の設置から現在２件（１件審査中）となっている。

・審査結果の公表（ホームページ）

・市民の信頼向上と議会の透明化

審査請求が行われ、制度が実働したことで議会の説明責任が強化された。

栗東市議会議員政治倫理条例策定により倫理的事案が抑制されたことは目に見えてわかるようです。

十和田市でも議員の資質が問われるこの倫理条例を策定し、より市民との信頼関係を深くし議会内の透明性を高めていきたいと思います。

委員名	中尾　利香

委員会行政視察報告書

委員会名	議会運営委員会

活　動　委　員　名		
堰野端　展雄　委員長	斉藤　重美　副委員長	中嶋　秀一　委員
中尾　利香　委員	氣田　量子　委員	久慈　年和　委員
江渡　信貴　委員	石橋　義雄　議長	山端　博　副議長

経　費　区　分				合計金額
1　研修旅費	2　自動車借上料等	3　議長交際費	一人当りの費用	
889,290		8,340	99,737	897,630

期　間 （年月日）	令和７年 11 月５日（水）　～　令和７年 11 月７日（金）　（２泊３日）
視察事項	・兵庫県三田市　「三田市議会ハラスメント根絶条例の制定について」
	・滋賀県栗東市　「栗東市議会議員政治倫理条例の制定について」
視察先	兵庫県三田市、滋賀県栗東市

内容及び成果

三田市議会ハラスメント根絶条例について

説明者：三田市議会議長 肥後淳三 氏

と　き：令和 7 年 11 月 6 日

ところ：兵庫県三田市（人口 10 万 5672 人）

◎条例が制定された背景

　三田市では、議員から市職員に対するパワーハラスメントに該当する可能性のある言動が多数報告されていた。市議会として 令和 5 年 11 月、令和 6 年 3 月～5 月 の計 4 回にわたり改善の申し入れを行ったものの、状況は改善されなかった。この深刻な状況を受け、議会の自浄作用を働かせるために独自条例の制定が必要である と判断し、取り組みが始まった。

◎制定までの経緯

・ 令和 6 年 5 月 24 日 「三田市議会ハラスメント根絶委員会（議員 8 名）」を設置。

・ 市職員向け実態調査アンケートを実施 目的：職員が働きやすい職場環境を実現するため、議員からのハラスメント実態を把握する。 → 結果：約 4 割の職員がハラスメントを受けた経験があるという深刻な状況が判明。

・ 令和 6 年 9 月 「三田市議会ハラスメント根絶条例」を議会で審議し、全会一致で可決。

◎条例の主な内容

① 対象とするハラスメント

1. パワーハラスメント

2. セクシャルハラスメント

3. 妊娠・出産・育児・介護に関するハラスメント

4. SOGI ハラスメント（性的指向・性自認）

5. その他のハラスメント全般

② 申立て・報告制度

・ ハラスメント発生後 14 日以内に議会事務局へ報告。

・ 1 年を経過した案件は申し立て不可。

・ 事務局、議長が受理基準に適合しているかを確認。

③ 調査体制

・ 外部弁護士 3 名による 第三者委員会 を設置。

・ 会議は 非公開。

・ 認定された場合： 議員の氏名等を公表、必要な措置を講ずる。

・ 公表方法：議会だより、議会ホームページなど

④ 再発防止策

・ 議員を対象としたハラスメント研修会を開催。

◎施行後 1 年の効果

条例制定から 1 年が経過した現在、議員の言動は明らかに変化しているとのこと。「職員へ直接強い口調で言っていた議員が、一度考えてから発言するようになった」という声が聞かれ、議員によるハラスメントの抑制に確かな効果が出ている。

●視察を終えて

議会として「見える形で自浄作用を働かせる」取り組みが、市職員の働きやすさにもつながっていると感じられた。

現在、全国的に女性議員、若手議員、多様な背景を持つ議員へ向けたハラスメントが問題となっており、政治参加の障壁になっている。これは議会の多様性・健全性を大きく損なうものである。

三田市のように、議会自らが「透明性のある調査体制」と「明確なルール」を整えることは、地方議会の信頼を守るために極めて重要である。

十和田市においても、議員・職員・市民が安心して関われる議会づくりのため、基礎となるハラスメント防止条例の制定が必要な段階に来ていると強く感じた。

栗東市議会議員政治倫理条例について

と き：令和 7 年 11 月 6 日

ところ：滋賀県栗東市（人口 70,266 人）

栗東市では、議会への市民の信頼を回復するための取り組みとして「栗東市議会基本条例」および「議会議員政治倫理条例」が整備されています。

◎栗東市議会基本条例の制定

平成 18 年、新幹線新駅建設計画が進んでいたものの、滋賀県知事による事業凍結により中止となりました。これにより、市民の間には 議会・行政への強い不信感 が広がりました。

この状況を受け、栗東市議会は、 ・市民の信頼回復 ・市民参加のまちづくり ・情報公開の強化を掲げ、「栗東市議会基本条例」の制定に至りました。

◎議会議員政治倫理条例の制定

その後、議会の公正性を一層明確にするため、令和 4 年 6 月に議員提案で「栗東市議会議員政治倫理条例」を提案し、全会一致で可決。同年 7 月 1 日に施行されました。条例の目的は、市民の疑惑や不信を招かないよう、議員の倫理の基本を明確にすることとされています。

★条例の内容

①目的

条例の目的条文では、「議員は主権者である市民の代表としての権能と責務を深く認識する」とされています。

②議員の責務

第 2 条では、議員は「市民全体の利益と福祉の向上を行動指針とする」「高い倫理観を自覚し、自らの行動を律する」「不当な要求に屈してはならない」と定めています。

③政治倫理基準政治倫理基準を明確に定めることで、「議員の行動の透明性が高まる」「市民も議員の行動を評価しやすくなる」「違反行為の抑止力となる」という効果が期待されています。

④市民による審査請求制度の意義

この条例の大きな特徴は、市民が議員の倫理違反を審査請求できる制度があることです。これにより、「議会の透明性が高まる」「疑惑が生じても、公正な審査を通じて説明責任を果たせる」「結果として、市民の信頼回復につながる」という効果も期待されています。

●視察を終えて

十和田市においても、「開かれた議会づくり基本条例」 は定められています。しかし、栗東市のように、・市民が審査請求できる制度 ・明確な政治倫理基準 ・透明性の高い審査会制度を備えた 政治倫理条例 はまだありません。十和田市でも、市民の信頼と議会の自律性を一層高めるため、新たに「政治倫理条例」を制定する必要があると考えます。

委員名	氣田量子

委員会行政視察報告書

委員会名	議会運営委員会

活　動　委　員　名		
堰野端　展雄　委員長	斉藤　重美　副委員長	中嶋　秀一　委員
中尾　利香　委員	氣田　量子　委員	久慈　年和　委員
江渡　信貴　委員	石橋　義雄　議長	山端　博　副議長

経　費　区　分				合計金額
1　研修旅費	2　自動車借上料等	3　議長交際費	一人当りの費用	
889,290		8,340	99,737	897,630

期　間 （年月日）	令和７年11月５日（水）　～　令和７年11月７日（金）　（２泊３日）
視察事項	・兵庫県三田市　「三田市議会ハラスメント根絶条例の制定について」
	・滋賀県栗東市　「栗東市議会議員政治倫理条例の制定について」
視察先	兵庫県三田市、滋賀県栗東市

内容及び成果

「三田市議会ハラスメント根絶条例の制定について」

三田市議会の条例は、以下の点で他の先進事例と比較しても特に実効性と厳格性が高いと思いました。

・幅広いハラスメントの定義：パワハラ、セクハラに加え、SOGIハラスメントやその他の精神的・身体的苦痛を与える行為も明確に定義されています。また、議員から職員等へのハラスメントのみならず、議員間ハラスメント、職員等から議員へのハラスメントも対象としています。

・第三者機関の活用と公表制度：議会事務局内に相談窓口を設けつつ、事実関係の調査、認定、処分勧告を行う機関として、第三者を含む審査会を設ける体制を整えています。特に、ハラスメントが認定された場合の加害議員名の公表が条例に明記されており、再発防止と市民への説明責任を果たす強い姿勢が示されています。

・制定の背景：市職員へのアンケートで、議員からのハラスメント経験者が一定数存在した事実を重く受け止め、全会派一致で条例制定に至った経緯は、議会全体の強い危機意識が感じられます。

質疑応答では、条例に基づく相談・調査・決定プロセスの詳細、特に被害者のプライバシー保護と報復防止策について質問いたしました。応対者からは、審査会の厳正な運営と、調査中の秘密保持の徹底が強調されました。

また、予防策として、研修を継続的に実施していること、特に具体的な事例検討を通じて、議員の意識と対応力の向上に努めているとの説明を受けました。施行後の課

題としては、申立があった場合の公平かつ迅速な事実認定と、議員間の信頼関係の再構築の難しさが挙げられました。

三田市議会のハラスメント根絶条例は、厳格な公表制度と第三者機関の活用により、議会ハラスメント対策のモデルケースとなるものです。特に、議員自らが規律を定めた点、そしてハラスメントを「許さない」という議会全体の強い思いが最も重要な成功要因であると認識しました。

当議会においても、この視察で得られた知見を活かし、現行のハラスメント対策を見直すとともに、条例制定の検討を直ちに開始することを強く提案したいです。大変参考になりました。

「栗東市議会議員政治倫理条例の制定について」

栗東市議会における政治倫理条例制定の動きは、同市がかつて経験した財政危機と、それ以前の新幹線新駅建設計画の凍結・中止に伴う市民からの議会への不信感の高まりが大きな契機となっています。

・基本条例との関係：本条例は、市議会の最高規範である栗東市議会基本条例の委任を受けて制定されており、基本条例の目指す「市民に開かれた議会」「市民と共に歩む議会」を実現するための具体的な行動規範として位置づけられています。

・財政的な危機：新幹線新駅事業の中止（平成 18 年頃）後、市の財政状況が深刻化し、市民からの批判や意見の分断が発生。これに対し、議員活動の透明性と説明責任を強化する必要性が強く認識されました。

・制定のプロセス：議会改革特別委員会（現在の議会改革運営委員会）の分科会で素案が作成され、全議員への意見聴取やパブリックコメントを経て、全議員の総意のもと、平成 26 年に条例が制定されました。

本条例は、議員の行動と責任を担保し、信頼される議会像を市民に提示することを目的としています。特に、条例に定められた審査会の運用に焦点を当てた議論が行われました。

・審査会は議員のみで構成され、政治倫理基準に違反する疑いのある行為についての調査、認定、処分勧告を行います。

・審査会設置の請求要件として、議員 3 名以上かつ 2 会派以上の連署、または市民からの請求の場合は議員定数の 1/6 以上の議員の紹介が必要と定められており、党派を超えた判断を促す仕組みとなっています。

・条例施行後、審査会は現在までに 2 件開催され、うち 1 件は現在継続審議中です。

・事例として、議員の SNS 投稿が条例の倫理基準に抵触するか否かが審議されました。この際、投稿の文脈全体の把握や証拠資料の限定性（写真の切り取りなど）について、事実認定の難しさが大きな論点となりました。

・市民との認識のズレ：法令違反ではない行為でも、市民感覚として「倫理に反する」と見なされる場合があり、倫理基準の具体化と判断の客観性をどう担保するかが今後の課題です。

・倫理条例には、ハラスメントの根絶に関する規定も含まれています（第 7 条）。しかし、審査会で専門性や客観性を要するハラスメント案件を扱う場合の委員の専門性や、より厳格な判断基準を設ける必要性について、今後の条例改正や別条例（ハラスメント条例）の検討が必要であるとの認識が示されました。

栗東市議会議員政治倫理条例は、過去の経験を教訓に、市民の信頼回復と議会の透明性向上を目指して制定された先進的な取り組みです。特に、複数会派の賛同を設置要件とすることで、審査会の客観性を強調しようとする努力が見られます。

しかし、審査会の運用においては、曖昧な基準の明確化、証拠認定の厳格な手続き、そして市民感情との隔たりが今後の課題です。

当議会においても、栗東市の経験を参考に、政治倫理条例を「制定して終わり」にするのではなく、社会情勢の変化や新たな事案に対応できるよう継続的な見直しと研修の導入を前提とした、実効性のある条例の制定を実現するべきではないでしょうか。

委員名	久慈　年和

委員会行政視察報告書

委員会名	議会運営委員会

活　動　委　員　名		
堰野端　展雄　委員長	斉藤　重美　副委員長	中嶋　秀一　委員
中尾　利香　委員	氣田　量子　委員	久慈　年和　委員
江渡　信貴　委員	石橋　義雄　議長	山端　博　副議長

経　費　区　分				合計金額
1　研修旅費	2　自動車借上料等	3　議長交際費	一人当りの費用	
889,290		8,340	99,737	897,630

期　間 （年月日）	令和７年 11 月５日（水）　～　令和７年 11 月７日（金）　（２泊３日）
視察事項	・兵庫県三田市　「三田市議会ハラスメント根絶条例の制定について」
	・滋賀県栗東市　「栗東市議会議員政治倫理条例の制定について」
視察先	兵庫県三田市、滋賀県栗東市

内容及び成果

・兵庫県三田市

＜調 査 日＞　令和７年 11 月６日㈭

＜調査時間＞　午前９時 30 分から午前 11 時

＜視察事項＞　「三田市議会ハラスメント根絶条例の制定について」

＜三田市概要＞

三田市は、兵庫県の南東部に位置し、神戸市街地から約 25 ㎞、大阪市から 35 ㎞の圏域にある。市域は東西 8.3 ㎞、南北 17.8 ㎞、総面積 210.32 ㎢だ。

2025 年 3 月現在、総人口 105,949 人、世帯数 7,518 世帯となっている。

近年、神戸三田国際公園都市北摂三田ニュータウンの開発に伴い、JR 福知山線の複線化、神戸電鉄公園都市線のニュータウンへの延伸、高速自動車道路等の広域交通が飛躍的に整備され、人口増加やテクノパークへの企業進出も順調に進んできた。

◆議員数　条例定数 22 人

＜行政調査の感想＞

・　市議会議員の市職員に対する言動の改善を求める申し入れが、市長から市議会議長に対し幾度もあり、市議会に「ハラスメント根絶検討委員会」を設置し、９回の根絶委員会を開催して、市職員の働きやすい職場環境の実現に向けて、議員からのハラスメントに関する実態を把握するために、アンケート調査を実施した。

・　議員からの実施アンケート調査に基づき、三田市議会ハラスメント根絶条例制定を全会一致で議決する。（2024 年６月９日）

・　市民から信頼され続ける議会を実現することを強く決意し、条例を制定する。

・　三田市議会のハラスメント根絶に向けた３つの行動指針

①　三田市議会は、ハラスメントを許しません。

市民の代表として常に高い倫理観を持ち、ハラスメントの根絶に努める。

② 三田市議会は、「三田市議会根絶条例」を遵守し、迅速に対処する。

新たな被害者を生まないために、ハラスメント根絶の取組を徹底する。

③ 三田市議会は、ハラスメントに関する議員の知識や対応力を向上させる。

継続的な研鑽と、プライバシーの保護の徹底に努める。

この結果、議員から職員等、議員から議員、職員等から議員に対するハラスメントは減っていることが報告された。十和田市議会でも、同様の条例が必要かと思われる。

・滋賀県栗東市

＜調 査 日＞ 令和７年 11 月６日㈭

＜調査時間＞ 午後３時から午後４時 30 分

＜視察事項＞ 「栗東市議会議員政治倫理条例の制定について」

＜栗東市概要＞

栗東市は、滋賀県の湖南地域に位置し、東西に６㎞、南北に 14 ㎞の北部は平坦地、南部は金勝山を中心とする山地になっている。

栗東市は、全国的にも高い出生率を誇り、平均年齢の若いまちで、近年、人口増加傾向が鈍化し、横ばいの状況になっている。

◆人口と世帯数

2025 年４月１日現在 （人口）70,266 人（世帯数）30,364 世帯

2020 年国勢調査現在 （人口）68,820 人（世帯数）26,688 世帯

◆議員報酬 議 長 420,000 円

副議長 357,000 円

議 員 325,500 円

◆議員数 条例定数 18 人

＜行政調査の感想＞

栗東市議会議員政治倫理条例制定の課題と今後の展望

◇課題

・倫理基準のあいまいさと解釈に幅

「品位を損なう行為」や「不正の疑惑を招く行為」の何が品位を損なうのかは主観的で曖昧だ。

・申請の手順の見直し

疑義を証する書類の整合性、客観性の検証をどの時点、誰が精査するのか曖昧だ。

・市民との認識ギャップ

「条例違反かどうか」と「市民感情の乖離」との客観的判断が曖昧だ。

・審査委員の構成

第三者意見の反映、特に専門性を有する案件の場合は議員だけの審査では限界がある。

◇今後の展望

・新しい社会的価値観やテクノロジー等の変化に対応できる体制の強化がが必要だ。

・定期的な見直しやガイドラインの明文化が必要だ。

・倫理教育「セミナー等」の導入が必要だ。

◇十和田市議会で議員政治倫理条例の制定

・以上の課題、今後の展望のような問題点があり、当市で「議員政治倫理条例の制定」を議論する点で、条例の制定の難しさが分かり、相当議論する場が必要と感じた視察だった。

三田市議会ハラスメント根絶条例の制定について

江渡　信貴

兵庫県三田市議会では、議員や職員が安心して仕事をすることができる環境をつくるため、議会ハラスメント根絶条例を制定しました。今回の研修では、この条例ができるまでの経緯や取り組みの内容、成果、今後の課題について学んできました。

近年、全国の地方議会では、議員による職員への強い言葉や相手を傷つける発言、議員同士の人間関係の中で起こるハラスメントが問題になることがあった。議員は市民から選ばれた代表であり、地域のために働く立場であります。そのため、周りの人を尊重し、責任ある行動をすることが求められています。三田市議会では、議員と職員がお互いを尊重し、安心して活動できる議会にするため、条例づくりに取り組んだそうです。

条例を作るにあたっては、議会の中でハラスメントについて調査や話し合いを行い、どのような仕組みが必要なのかを検討しました。そして、ハラスメントを個人同士の問題として終わらせるのではなく、議会全体の問題として考え、予防や解決に取り組むためのルールを整え始めました。

この条例では、議員から職員へのハラスメントだけではなく、議員同士のハラスメント、職員から議員へのハラスメントも対象としています。また、ハラスメントを防ぐための研修を行うことや、相談できる仕組みを整えること、問題が起きた場合には第三者が公平に確認する仕組みなどが決められています。

この取り組みによる大きな成果は、議員や職員がハラスメントについて正しく理解し、相手を大切にするという意識を共有できるようになったことであるそうです。また、問題が起きた時に相談できる仕組みがあることで、安心して働くことができる環境づくりにつながっています。

ハラスメントをなくすためには、ルールを作るだけではなく、一人ひとりが日頃の言葉や態度を見直すことが大切だと感じました。議会では、市政について厳しい意見を述べることも必要であります。しかし、意見が違っていても相手を否定したり、傷つけたりするのではなく、お互いを尊重しながら話し合うことが重要であると思います。

今後、十和田市議会においても、議員が高い意識を持って行動し、継続した研修や学習を行うことが必要であると感じました。三田市議会の取り組みを参考にしながら、議員と職員が協力し、市民から信頼される議会づくりを進めていきます。

栗東市議会議員政治倫理条例の制定について

江渡　信貴

滋賀県栗東市議会にて、栗東市議会議員政治倫理条例の制定について視察をしてきました。

地方分権が進む中、地方議会には市民の信頼と期待に応えるため、より透明性の高い議会運営と、議員一人ひとりの高い倫理意識が求められています。議員は市民の負託を受けた代表者であり、その職責を十分に認識し、公正かつ誠実に職務を遂行することが重要であります。栗東市議会では、こうした考えのもと、政治倫理に関する基本的事項を定め、市民への責任を果たすことを目的として栗東市議会議員政治倫理条例の制定に取り組んできました。

条例制定に至るまでには、議会改革特別委員会を中心に検討が進められ、その中に政治倫理条例検討部会を設置し、具体的な内容について慎重な協議を重ねられた

とのことであります。議員自らが条例の必要性を認識し、議会としてどのように市民からの信頼を確保していくべきかについて、多くの議論を積み重ねた点は非常に意義深いものであると感じました。

その結果、令和４年６月定例会において、議員提出議案として、栗東市議会議員政治倫理条例が提案され、可決後、令和４年７月１日に施行されました。本条例は、議員の政治倫理に関する基本的な事項を明確にするとともに、議員の責務を定め、市民の信頼に応える議会活動を推進することを目的としています。

視察の中で特に印象に残ったことは、条例そのものの内容だけではなく、制定までの過程を大切にされたことであります。政治倫理に関する事項は、議員の活動や姿勢に深く関わるものであり、行政側から示されるものではなく、議員自らが主体となって検討し、共通認識を形成していくことが重要であります。栗東市議会では、議員間で

十分な意見交換を行い、議会改革の一環として条例制定に取り組まれたことはとても素晴らしいことです。

また、政治倫理条例は議員を縛るための規定ではなく、市民との信頼関係をより強固なものにするための指針であると感じました。議員が常に高い倫理観を持ち、自らの行動を律することで、議会への理解や信頼が深まり、結果として市民に開かれた議会づくりにつながるものです。

今回の視察を通じて、議会改革は制度を整えるだけではなく、議員一人ひとりの意識改革と継続的な取り組みが不可欠であることを改めて認識しました。栗東市議会の取り組みは、議会の信頼性向上を図る上で大変参考となる事例であり、今後の議会活動に生かしていきます。市民から信頼される議会を目指し、透明性の確保と責任ある議員活動に努めていく必要があると感じました。

議会運営委員会行政視察報告書

議長　石橋　義雄

１．日　　時　　令和７年 11 月６日（木）

２．視察場所　　兵庫県三田市

３．視察項目　　「三田市議会ハラスメント根絶条例の制定について」

４．内容、所感

令和５年 11 月に三田市長から三田市議会議長に対して、「市議会議員の市職員に対する言動の改善について」の申し入れがあった。内容は、議員から市職員に対するパワーハラスメントに該当する可能性があると思われる言動が多数報告されており、再三に渡り改善の申し入れを行ったが、全く改善されていないというもの。令和６年３月には行政監察員へ公益目的通報が行われたが、議会や議員は三田市公益目的通報者保護条例の対象外ということから不受理の扱いとなった。その後、令和６年５月に市長から議長に対して、「市議会議員の市職員に対する言動の改善について」の申し入れが再度行われた。この申し入れの中には、新規の改善申し入れ項目として、第三者委員会の設置が含まれていた。これを受けて、議長の先導のもと令和６年５月に議会ハラスメント根絶検討委員会を設置し、ハラスメント根絶に向けた条例及び関連する例規等の制定の９月定例会初日（８月 20 日）上程を目指すこととなった。３カ月弱（会期中は時間的な余裕がなかったため、会期後検討を始めたことから、検討期間は実質 40 日間であったとのこと）で上程を目指すこととなった背景は、９月末に議会の改選を控えていたことから、議長が自分たちの代で起こした問題は、自分たちの代で解決し次の世代にバトンタッチすべきであると考えたことによるとのこと。

検討委員会の構成は委員８名。委員の内訳は、各会派から１名ずつの５議員と無会派の２議員と議長（議長は自ら入ると申し出たとのこと）で８名。検討委員会は全９回実施。まず、市幹部職 177 名を対象にアンケートを実施した結果、約４割が議員からハラスメントを受けたと回答したとのこと。また、議員に向けたアンケートも実施した。このアンケートは議員から議員へのハラスメントと職員から議員へのハラスメントの調査を行った。アンケート調査と並行して、条例（案）の検討を行い、９月定例会初日（８月 20 日）上程に間に合わせたとのこと。結果、全会一致で条例は可決された。

三田市議会ハラスメント根絶条例が対象としたハラスメントは①パワーハラスメント、②セクシャルハラスメント、③妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント、④SOGI ハラスメント、⑤その他のハラスメント５つ。適用範囲は、

①議員から職員等、②議員から議員、③職員等から議員の３つ。議員の責務として、ハラスメントを目撃した議員は議長に当該事態を報告しなけらばならないとした。これは、職員アンケートにおいて、ハラスメントに直面した議員が見て見ぬふりをしていたとの回答があったことから、これを許さないというスタンスであるとのこと。報告、相談及び申し立ての窓口は、議会事務局（課長・副課長の管理職２人）とした。職員等が議員に対してハラスメントを行った場合の事実関係の調査は、市長その他の執行機関が行うこととした。この取り決めについても、市長側から議会に対応を求めていたこともあり、条例案の作成に非常に協力的であったとのことであった。ハラスメント審査会は外部の有識者からなる第三者委員会が行うこととした。ハラスメント審査会は５人以内の弁護士等法律の専門的知識を有する者によって構成されることとし、兵庫県弁護士会に３人の弁護士を依頼することで調整したとのこと。会議については、結果が不認定となることも考慮に入れ、非公開とすることとした。ハラスメント審査会において、議員によるハラスメントが認定された場合、議員の氏名等を公表したり、その他必要な措置を講ずることとした。また、職員等から議員へのハラスメントが認定された場合は、議長から執行機関等に対し必要な措置を講ずるよう要請することとした。議会ハラスメント根絶検討委員会では、議員の氏名を公表すべきではないのではないかという話も出たが、ハラスメントを根絶するという思いが強く、氏名を公表しなければハラスメント事案は無くならないのではないかと考えから、強い抑止力が必要との判断に至った。氏名の公表は次の改選においても非常に影響があることから、ハラスメントの根絶を期待したとのこと。

条例の制定から１年が経過しようとしているが、現時点ではパワハラ事例は発生していない。ハラスメント根絶条例、ハラスメント根絶条例施行規程、ハラスメント根絶に向けた行動指針は議員の言動に十分な抑止力が発揮されていると考えているとのことであった。

１．日　　時　　令和７年 11 月６日（木）

２．視察場所　　滋賀県栗東市

３．視察項目　　「栗東市議会議員政治倫理条例の制定について」

４．内容、所感

栗東市議会基本条例で定めるべきとしていたものを順番に着手していく中で、政治倫理条例を制定するに至った。何か問題があり解決の必要に迫られて制定したものではないとのことであった。

条例策定の流れとしては、議会改革特別委員会での提案、議会改革特別委員会で部会設置、部会での素案策定・協議、全議員に対して素案の意見聴取、逐条解説の策定を経て全議員の承認（委員会・全員協議会)、パブリックコメントの実施、本会議へ上程・可決といったもの。これに要した期間は約半年間。

条例案の策定について、部会で特に議論になったのは次の２点。１点目は審査会をどのように開くのかといった問題。議論の結果、請求要件を、疑義発生から１年以内、証拠書類の添付、市民からの請求の場合は議員定数の６分の１以上の紹介が必要、議員からの請求の場合は議員３人以上の連署かつ２会派以上の議員の署名が必要とした。２点目は、対象者にどのような弁明の機会を与えるかといったもので、議論の結果、審査会で弁明の機会を担保する、審査会が開かれて結果が出た場合にその内容に対して陳述書提出の機会を設けることとした。それを受けて、議長が判断をしていくという流れとした。

この政治倫理条例は、議員を「裁く」ためのものではなく、議会自らが自立的に信頼回復を図る仕組みであり、市民からの信頼を損なう行為に対して、議会内で透明性のある対応を可能にする制度的基盤として機能することを期待して制定したとのことであった。

政治倫理審査会は現在に至るまでに２件設置されており、１件は審査済、１件は審査中であるとのこと。透明性確保の観点から、経過や結果をホームページ等で公表しているとのことであった。

三田市議会ハラスメント根絶条例の制定について

山端　博

1．視察項目

議会ハラスメント根絶条例の制定経緯および運用体制について（兵庫県三田市）

2．視察目的

議員によるハラスメント行為は、市職員の労働環境を損なうだけでなく、市民からの議会の信頼を失墜させる重大な課題である。三田市議会が制定した全国的にも先駆的な「議会ハラスメント根絶条例」の具体的内容と、実効性を担保するための第三者委員会の仕組みを調査し、十和田市議会における条例制定の検討資料とする。

3．視察概要

三田市では、議員による職員への威圧的な言動が公益通報により発覚したことを契機に、2024 年 8 月 20 日に本条例を施行した。主な特徴は以下の通りである。

- **定義の広範化：** パワーハラスメント、セクシュアルハラスメントに加え、妊娠・出産・育児等に関するマタニティハラスメント、さらには性的指向や性自認に関する「SOGI ハラスメント」まで明文化し、多様な人格・尊厳の守護を打ち出している。
- **実効性の担保（氏名公表）：** ハラスメント行為が認定された場合、議長が当該議員の氏名を公表できる規定がある。これは罰則ではないものの、選挙によって選ばれる議員にとって強力な抑止力（社会的制裁）として機能する設計となっている。
- **第三者委員会の設置：** ハラスメントの事実認定において、政治的な偏りを排除し客観性を保つため、弁護士や有識者からなる「第三者審査会」を設置。専門的知見から調査・判断を行う体制が整えられている。
- **研修の義務化：** 事後対応だけでなく、ハラスメントを未然に防ぐための「アンガーマネジメント」等を含む研修の実施を規定している。

4．所感

三田市の事例で特筆すべきは、条例制定に至る過程で「職員アンケート」を実施し、潜在的な被害を可視化した点である。単なる理念条例に留めず、第三者委員会による認定と氏名公表という「出口」を明確にすることで、議会の自浄作用を強化している点は非常に評価できる。

十和田市議会においても、条例検討にあたっては以下の 3 点を重視すべきと考える。

1. **「何がハラスメントか」の共通認識：** 時代に合わせた定義の更新と周知徹底。
2. **相談窓口の独立性：** 職員が萎縮せず通報・相談できる体制の構築。
3. **議論の質の向上：** 厳しい追及と人格否定を明確に区別し、心理的安全性が確保された議場運営。

三田市議会が掲げる「市民から信頼され続ける議会」の実現に向けた覚悟は、当市議会にとっても良き指針となるものである。今回の視察成果を基に、より実効性の高い十和田市独自のハラスメント防止策を考えていきたい。

栗東市行政視察報告書

栗東市議会議員政治倫理条例の制定について

山端　博

１．視察目的

本市議会において現在検討を進めている「政治倫理条例」の制定に向け、先進自治体である滋賀県栗東市の事例を調査する。同市における条例制定の背景、具体的な審査体制、および運用上の課題を把握し、本市における実効性の高い条例案策定の資とすることを目的とする。

２．調査内容の要旨

栗東市では、政治不信を招く事態を未然に防ぎ、議員の倫理保持と清廉な活動を促すため、詳細な政治倫理条例を制定している。

資産公開と透明性の徹底：

- 議員の資産、所得、関連企業等からの報酬等の報告を義務付けており、市民の請求による閲覧制度を完備している。これにより「公人としての透明性」を制度的に担保している。

政治倫理審査会の設置：

- 疑義が生じた際、外部の有識者（弁護士、大学教授等）を含む「政治倫理審査会」を設置できる仕組みとなっている。内部（議員間）のみでの判断を避け、客観的・中立的な視点を取り入れることで、審査結果の信頼性を高めている。

市民による審査請求権：

- 一定数の市民署名をもって、議員の行為が条例に抵触するかどうかの審査を請求できる権利を認めている。これは議会の自浄作用を市民が監視・補完する極めて強力な仕組みである。

３．所感

栗東市の事例から、条例は「作ること」以上に「市民の信頼をどう勝ち取るか」に力点が置かれていると感じた。本市における検討にあたり、以下の３点を提言したい。

- **外部委員の積極的な登用：** 「身内に甘い」という批判を払拭するためには、栗東市のように審査過程に第三者の目を組み込むことが不可欠である。
- **「禁止事項」の明確化：** 抽象的な倫理規定に留まらず、請負契約の辞退や寄附の禁止など、具体的な行動指針を明文化することで、議員自身の身を守ることにも繋がる。
- **市民への周知と公開：** 条例制定そのものが、市民に対する「議会改革」の強いメッセージとなる。報告書の公開方法や周知策についても併せて検討すべきである。

今回の視察で得た知見を基に、十和田市の特性に合わせつつも、「魂の入った政治倫理条例」の策定に繋げたい。